

ID: 182

担当部署: 都市整備課

処分の概要	利用取下げの承認		
例規名 根拠条項	高根沢町ちよつ蔵広場の設置及び管理に関する条例施行規則 第5条(第10条第1項において読み替える場合を含む。)		
例規番号	平成20年規則第1号		
<p><b>【基準】</b></p> <p>第5条の規定による。 (利用の取下げ)</p> <p>第5条 条例第7条第1項に規定する許可を受けた者(以下「利用者」という。)が当該許可に係る施設の利用の取下げをしようとするときは、高根沢町ちよつ蔵広場利用取下申請書(様式第3号)に利用許可書を添えて町長に提出しなければならない。</p> <p>2 町長は、取下げを認めるときは、高根沢町ちよつ蔵広場利用取下承認通知書(様式第4号)により、当該申請者に通知するものとする。</p>			
標準処理期間	1日		
備考			
設定年月日	令和7年3月27日	最終変更年月日	年 月 日